（自動運行補助施設の占用の場所に関する基準）

第十一条の六　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての自動運行補助施設に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、自動運行補助施設を地上に設ける場合においては、自動運行補助施設の道路の区域内の地面に接する部分が、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一　法面（のり）

二　側溝上の部分

三　路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）

四　歩道内の車道に近接する部分

五　道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ、第二号イ及びハ並びに第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進施設等）

第十六条の二　法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二　ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの

三　標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの

四　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

五　第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

六　次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

イ　広告塔その他これに類する工作物

ロ　露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ　看板、旗ざお、幕及びアーチ

第十七条中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十」に改める。

第十九条の十一第一項中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四条第一項第十八号」を「第四条第一項第十九号」に改める。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十条及び第二十二条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進道路である国道の改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

第二十六条に次の一項を加える。

6　前条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村の行う歩行者利便増進道路である国道の改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と読み替えるものとする。

第二十八条第二項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改め、「修繕」の下に「若しくは歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕」を加え、「に係る」を「若しくは歩行者利便増進改築等に係る」に、「の調査」を「若しくは歩行者利便増進道路の調査」に改める。

第三十条中「により」を「による」に、「を行う」を「若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕に関する工事を行う」に改める。

第三十条の五中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四条第一項第二十八号」を「第四条第一項第三十六号」に改める。

第三十四条第一項中「同条第三項」の下に「（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに法」を「、法」に、「、第五十八条」を「及び第五十八条」に、「まで及び」を「まで並びに」に改め、「負担金」の下に「並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金」を加える。

第三十四条の三中「第二条第二項第八号」を「第二条第二項第十号」に改め、同条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

第三十五条の六中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四条を加える。

（歩行者利便増進改築等）

第三十五条の六　法第四十八条の二十二第一項の政令で定める歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一　歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の改築、維持又は修繕（いずれも歩行者の滞留の用に供する部分に係るものに限る。）

二　道路の附属物である柵、駒止め、並木、街灯、自動車駐車場若しくは自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

三　第一号に掲げる改築、維持又は修繕と併せて行う車道又は路肩の幅員の縮小その他の改築及び当該改築に係る車道又は路肩の維持又は修繕

（道路管理者の許可を要しない車両）

第三十五条の七　法第四十八条の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

（特定車両の停留の許可基準）

第三十五条の八　法第四十八条の三十三第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る車両の幅、重量、高さ又は長さその他の当該車両に係る事項が、当該特定車両停留施設の構造の保全に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

二　当該申請に係る車両を停留させる日及び時間帯、当該車両の特定車両停留施設の周辺における通行経路その他の当該車両の停留の方法に関する事項が、当該日及び時間帯において当該特定車両停留施設に停留する他の車両の種類及び数、当該特定車両停留施設の周辺における道路の構造及び交通の状況その他の事情に照らして、当該特定車両停留施設の適正かつ合理的な利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

三　当該申請に係る車両を停留させることが、特定車両停留施設の周辺における安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要であると認められるものであること。

（停留料金を徴収することができない車両）

第三十五条の九　法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の七に規定する車両とする。

第三十九条第一項中「第一条の二第一項第五号及び第十五号」を「第一条の二第一項第六号及び第二十二号」に改め、同条第二項中「第十六号」を「第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号」に改める。

第四十条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。